

関税定率法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文目次

○ 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）（第一条関係）	1
○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）（第二条関係）	3
○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）（第三条関係）	11
○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）（附則第四条関係）	28

○ 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表 関税率表（第三条、第六条―第九条の二、第二十条の二関係）
目次
（省 略）

別表 関税率表（第三条、第六条―第九条の二、第二十条の二関係）
同上
同上

番 号	品 名	税 率
(省 略)	(省 略)	(省 略)
〇七・〇三	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
〇七〇三・一〇	たまねぎ及びシャロット	
	一 たまねぎ	
	(一) 課税価格が一キログラムにつき六七円以下のもの	一〇%
	(二) 課税価格が一キログラムにつき六七円を超え七三円七〇銭以下のもの	一キログラムにつき、 課税価格と 七三円七〇

番 号	品 名	税 率
同上	同上	同上
〇七・〇三	同上	
〇七〇三・一〇	同上	
	一 たまねぎ	一〇%

改 正 案	現 行
<p>（輸入してはならない貨物）</p> <p>第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。</p> <p>一〜八 （省 略）</p> <p>九 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品（意匠権又は商標権のみを侵害する物品にあつては、次号に掲げる貨物に該当するものを除く。）</p> <p>九の二 <u>意匠権又は商標権を侵害する物品（外国から日本国内にある者（意匠権を侵害する物品にあつては当該物品を業として輸入する者を除くものとし、商標権を侵害する物品にあつては業としてその物品を生産し、証明し、又は譲渡する者を除く。）に宛てて発送した貨物のうち、持込み行為（意匠法第二条第二項第一号（定義等）又は商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二条第七項（定義等）に規定する外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為をいう。）に係るものに限る。）</u></p> <p>十 （省 略）</p> <p>2 税関長は、前項第一号から第六号まで又は第九号から第十号までに掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。</p> <p>3 （省 略）</p> <p>（輸入してはならない貨物に係る認定手続）</p> <p>第六十九条の十二 税関長は、この章に定めるところに従い輸入され</p>	<p>（輸入してはならない貨物）</p> <p>第六十九条の十一 同 上</p> <p>一〜八 同 上</p> <p>九 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品</p> <p>十 同 上</p> <p>2 税関長は、前項第一号から第六号まで、第九号又は第十号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。</p> <p>3 同 上</p> <p>（輸入してはならない貨物に係る認定手続）</p> <p>第六十九条の十二 税関長は、この章に定めるところに従い輸入され</p>

ようとする貨物のうちに前条第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この款において「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（前条第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項（差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。以下この款において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

2・3 (省 略)

4 | 税関長は、第一項の通知を受けた同項に規定する輸入しようとする者が、認定手続が執られた貨物（以下この条及び第六十九条の十六（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）において「疑義貨物」という。）について前条第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当しない旨の主張をする場合には、当該者に対し、その旨を証する書類その他の政令で定める書類の提出を求めることができる。

5 | (省 略)

6 | 税関長は、疑義貨物が前条第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは

ようとする貨物のうちに前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この款において「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（前条第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項（差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。以下この款において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。

2・3 同 上

4 | 同 上

5 | 税関長は、認定手続が執られた貨物（以下この条及び第六十九条の十六（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）において「疑義

、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者等及び当該認定がされた貨物を輸入しようとする者に通知しなければならぬ。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

7| (省 略)

8| (省 略)

(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)

第六十九条の十三 (省 略)

2・3 (省 略)

4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合又は当該申立てが他の税関長により受理された場合において、当該申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸入しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならぬ。ただし、前条第七項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

(輸入差止申立てに係る供託等)

第六十九条の十五 (省 略)

2・7 (省 略)

8 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一 供託の原因となつた貨物が第六十九条の十一第一項第九号から第十号まで(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物に該当する

貨物」という。)が前条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該

当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者等及び当該認定がされた貨物を輸入しようとする者に通知しなければならぬ。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

6| 同上

7| 同上

(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)

第六十九条の十三 同上

2・3 同上

4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合又は当該申立てが他の税関長により受理された場合において、当該申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸入しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならぬ。ただし、前条第六項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

(輸入差止申立てに係る供託等)

第六十九条の十五 同上

2・7 同上

8 同上

一 供託の原因となつた貨物が第六十九条の十一第一項第九号又は第十号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物に該当する旨の

旨の第六十九条の十二第六項本文（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による通知を受けた場合

二 供託の原因となつた貨物について第六十九条の十二第七項の規定による通知を受けた場合

三〇五（省 略）

9〇11（省 略）

（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）

第六十九条の十六（省 略）

2 税関長は、次の各号のいずれの要件にも該当するときは、前項の申請に応じて、当該申請を行った者（その委託を受けた者を含む。以下この条（第五項を除く。）において「申請者」という。）が当該認定手続に係る疑義貨物の見本の検査をすることを承認するものとする。ただし、当該申請に係る貨物が第六十九条の十一第一項第九号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（回路配置利用権を侵害する貨物を除く。以下この項及び第五項において同じ。）又は同条第一項第九号の二若しくは第十号に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるとき、その他当該見本の検査をすることを承認する必要がないと認めるときは、この限りでない。

一 当該見本に係る疑義貨物が第六十九条の十一第一項第九号に掲げる貨物又は同項第九号の二若しくは第十号に掲げる貨物に該当するものであることについて税関長に証拠を提出し、又は意見を述べるために、当該見本の検査をすることが必要であると認められること。

二〇四（省 略）

3〇4（省 略）

5 前条（第十一項を除く。）の規定は、税関長が第二項の規定により承認する場合について準用する。この場合において、次の表の上

第六十九条の十二第五項本文（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による通知を受けた場合

二 供託の原因となつた貨物について第六十九条の十二第六項の規定による通知を受けた場合

三〇五 同 上

9〇11 同 上

（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）

第六十九条の十六 同 上

2 税関長は、次の各号のいずれの要件にも該当するときは、前項の申請に応じて、当該申請を行った者（その委託を受けた者を含む。以下この条（第五項を除く。）において「申請者」という。）が当該認定手続に係る疑義貨物の見本の検査をすることを承認するものとする。ただし、当該申請に係る貨物が第六十九条の十一第一項第九号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（回路配置利用権を侵害する貨物を除く。以下この項及び第五項において同じ。）又は同条第一項第十号に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるとき、その他当該見本の検査をすることを承認する必要がないと認めるときは、この限りでない。

一 当該見本に係る疑義貨物が第六十九条の十一第一項第九号に掲げる貨物又は同項第十号に掲げる貨物に該当するものであることについて税関長に証拠を提出し、又は意見を述べるために、当該見本の検査をすることが必要であると認められること。

二〇四 同 上

3〇4 同 上

5 同 上

欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十九条の十五 第一項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)

第六十九条の十七 (省 略)

2 税関長は、前項の規定による求めがあつたときは、政令で定めるところにより、経済産業大臣又は特許庁長官に対し、意見を求めるものとする。ただし、同項の規定による求めに係る貨物が第六十九条の十一第一項第九号から第十号まで(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるときその他経済産業大臣又は特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 6 (省 略)

7 税関長は、第二項本文の規定により経済産業大臣又は特許庁長官

同上	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
同上	同上	同上	同上

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)

第六十九条の十七 同上

2 税関長は、前項の規定による求めがあつたときは、政令で定めるところにより、経済産業大臣又は特許庁長官に対し、意見を求めるものとする。ただし、同項の規定による求めに係る貨物が第六十九条の十一第一項第九号又は第十号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるときその他経済産業大臣又は特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 6 同上

7 税関長は、第二項本文の規定により経済産業大臣又は特許庁長官

の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあってはその求めに係る貨物が第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当しないことの認定を、第一項の求めをした者が輸入者である場合にあってはその求めに係る貨物が同条第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当することの認定をしてはならない。

8 税関長は、第二項本文の規定により経済産業大臣又は特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあってはその求めに係る貨物が第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当すると認定したとき、若しくは第一項の求めをした者が輸入者である場合にあってはその求めに係る貨物が同条第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当しないと認定したとき、又は第六十九条の十二第七項若しくは第六十九条の十五第十項（輸入差止申立てに係る供託等）の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を経済産業大臣又は特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、経済産業大臣又は特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べることを要しない。

9・10 (省 略)

(輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め)

第六十九条の十八 (省 略)

2～4 (省 略)

5 税関長は、第一項の規定により農林水産大臣又は経済産業大臣の意見を求めた場合において、その求めに係る第二項の規定による意

の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあってはその求めに係る貨物が第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当しないことの認定を、第一項の求めをした者が輸入者である場合にあってはその求めに係る貨物が同条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当することの認定をしてはならない。

8 税関長は、第二項本文の規定により経済産業大臣又は特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、第一項の求めをした者が特許権者等である場合にあってはその求めに係る貨物が第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、若しくは第一項の求めをした者が輸入者である場合にあってはその求めに係る貨物が同条第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当しないと認定したとき、又は第六十九条の十二第六項若しくは第六十九条の十五第十項（輸入差止申立てに係る供託等）の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を経済産業大臣又は特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、経済産業大臣又は特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べることを要しない。

9・10 同 上

(輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め)

第六十九条の十八 同 上

2～4 同 上

5 税関長は、第一項の規定により農林水産大臣又は経済産業大臣の意見を求めた場合において、その求めに係る第二項の規定による意

見が述べられる前にその求めに係る貨物が育成者権を侵害する貨物若しくは第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に該当すると認定したとき若しくは該当しないと認定したとき、又は第六十九条の十二第七項若しくは第六十九条の十五第十項（輸入差止申立てに係る供託等）の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を農林水産大臣又は経済産業大臣に通知するものとする。この場合においては、農林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項の規定による意見を述べることを要しない。

（輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）

第六十九条の十九 税関長は、第六十九条の十一第一項第九号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（育成者権を侵害する貨物を除く。）又は同項第九号の二に掲げる貨物に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の十二第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による認定をするために必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であつてその認定手続に係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし、技術的範囲等については、この限りでない。

第九十九条（省 略）

2 第六十九条の十一第一項第七号から第九号まで及び第十号に掲げる貨物を輸入した者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 5（省 略）

見が述べられる前にその求めに係る貨物が育成者権を侵害する貨物若しくは第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に該当すると認定したとき若しくは該当しないと認定したとき、又は第六十九条の十二第六項若しくは第六十九条の十五第十項（輸入差止申立てに係る供託等）の規定により当該貨物について認定手続を取りやめたときは、その旨を農林水産大臣又は経済産業大臣に通知するものとする。この場合においては、農林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項の規定による意見を述べることを要しない。

（輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）

第六十九条の十九 税関長は、第六十九条の十一第一項第九号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（育成者権を侵害する貨物を除く。）に該当するか否かについての認定手続において、第六十九条の十二第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による認定をするために必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であつてその認定手続に係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし、技術的範囲等については、この限りでない。

第九十九条 同 上

2 第六十九条の十一第一項第七号から第十号までに掲げる貨物を輸入した者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 5 同 上

	<p>第百九条の二 (省 略)</p>
<p>2</p>	<p>第六十九条の十一第一項第八号、第九号及び第十号に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り、同項第九号に掲げる貨物にあつては、回路配置利用権のみを侵害するものを除く。）を第三十条第二項の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の三の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、十年以下の懲役若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>
<p>3 3 5</p>	<p>第百九条の二 同上</p> <p>2 第六十九条の十一第一項第八号から第十号までに掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り、同項第九号に掲げる貨物にあつては、回路配置利用権のみを侵害するものを除く。）を第三十条第二項の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の三の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、十年以下の懲役若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>3 3 5 同上</p>

○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（暫定税率）

第二条 別表第一に掲げる物品で令和五年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で令和五年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三 平成七年度から令和四年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が官報による告示又はインターネットの利用その他の適切な方法による公表（以下「告示等」という。）をする数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品について、その超えることとなった月の翌々の初日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国

現 行

（暫定税率）

第二条 別表第一に掲げる物品で令和四年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で令和四年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三 平成七年度から令和三年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が官報による告示又はインターネットの利用その他の適切な方法による公表（以下「告示等」という。）をする数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品について、その超えることとなった月の翌々の初日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国

の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、令和四年度においては、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項に掲げる物品であつて経済連携協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（次項第五号及び第七条の六第二項第二号において「一般協定」という。）第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（経済連携協定原産品を除く。第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）

の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、令和三年度においては、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項に掲げる物品であつて経済連携協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（次項第五号及び第七条の六第二項第二号において「一般協定」という。）第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（経済連携協定原産品を除く。第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）

）を超えた場合に限る。

257 (省 略)

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（令和四年度においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和四年度においては、第一項ただし書に規定する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から令和四年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示等をする価格をいう。以下この項及び同表において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、同法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に

）を超えた場合に限る。

257 同上

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（令和三年度においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和三年度においては、第一項ただし書に規定する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から令和三年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示等をする価格をいう。以下この項及び同表において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、同法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に

定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 (省 略)

2・3 (省 略)

(豚肉等に係る特別緊急関税)

第七条の六 平成七年度から令和四年度までの各年度において、当該年度中の関稅定率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)、同表第一〇三・一一号の二、第一〇三・一一号の二、第一〇三・一九号の二、第一〇三・二二号の二、第一〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第一〇六・三〇号の二の(一)及び第一〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第一〇一〇・一一号、第一〇一〇・一一号、第一〇一〇・一九号及び第一〇一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項及び第五項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日(次項第一号及び第五項において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関稅の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、令和四年度においては、当該年度中の豚肉等の輸入数量から当該年度中の豚肉等であつて、當該年度中の豚肉等の輸入数量から當該年度中の豚肉等であつて、經濟連携協定の規定に基づき関稅の讓許の便益の適用を受けるもの(以下この項及び第七条の九において「讓許適用物品」という。)に係る輸入数量と豚肉等であつて當該經濟連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(讓許適用物品を除く。)に係る輸入数

定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 同上

2・3 同上

(豚肉等に係る特別緊急関税)

第七条の六 平成七年度から令和三年度までの各年度において、当該年度中の関稅定率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)、同表第一〇三・一一号の二、第一〇三・一一号の二、第一〇三・一九号の二、第一〇三・二二号の二、第一〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第一〇六・三〇号の二の(一)及び第一〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第一〇一〇・一一号、第一〇一〇・一一号、第一〇一〇・一九号及び第一〇一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項及び第五項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日(次項第一号及び第五項において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関稅の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、令和三年度においては、当該年度中の豚肉等の輸入数量から當該年度中の豚肉等であつて、經濟連携協定の規定に基づき関稅の讓許の便益の適用を受けるもの(以下この項及び第七条の九において「讓許適用物品」という。)に係る輸入数量と豚肉等であつて當該經濟連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(讓許適用物品を除く。)に係る輸入数

量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。）との合計数量を控除した輸入数量（第五項において「協定対象外輸入数量」という。）があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2 4 (省 略)

5 財務大臣は、平成七年度から令和四年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量（令和四年度においては、当該輸入数量及び協定対象外輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和四年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、発動日についてその超えることとなった月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例）

第十三条 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十五条第二項（指定保税地域等）の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（同法第四十三条第一項（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所）で、当該認定に係る事業の用に供する沖繩振興特別措置法第四十二条第一項（国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二号（国際物流拠点産業集積計画の作成等）に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）にお

量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。）との合計数量を控除した輸入数量（第五項において「協定対象外輸入数量」という。）があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2 4 同 上

5 財務大臣は、平成七年度から令和三年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量（令和三年度においては、当該輸入数量及び協定対象外輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和三年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、発動日についてその超えることとなった月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例）

第十三条 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十五条第二項（指定保税地域等）の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（同法第四十三条第一項（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所）で、当該認定に係る事業の用に供する沖繩振興特別措置法第四十二条第一項（国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二号（国際物流拠点産業集積計画の作成等）に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）にお

る関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が令和七年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項（申告）の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文（課税物件の確定の時期）の規定の適用を受けた旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 (省 略)

(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から購入した沖縄振興特別措置法第二十六条（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）に規定する物品であつて、同条に規定する旅客ターミナル施設等において輸入するもの（当該出域の際に携帯して移出するものに限る。）については、令和六年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

2 〵 4 (省 略)

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法別表の 番号	品 名	税 率
(省 略)	(省 略)	(省 略)

る関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が令和四年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項（申告）の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文（課税物件の確定の時期）の規定の適用を受けた旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 同 上

(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興特別措置法第二十六条（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）に規定する旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設等において輸入するもの（当該出域の際に携帯して移出するものに限る。）については、令和四年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

2 〵 4 同 上

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法別表の 番号	品 名	税 率
同上	同上	同上

<p>又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）</p>	(省略)	一 (省略)	二 その他のもの	(省略)	A (省略)	B その他のものうち	しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの	二三%	(省略)	(省略)	<p>(省略)</p> <p>一九・〇一</p> <p>(省略)</p> <p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>及び第〇四・〇一項から第</p>
一 同上	二 同上	同上	(一) 同上	A 同上	B 同上	同上	(二) 同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	二四%	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

<p>○四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>(省 略) 一九〇一・九〇</p>	<p>(省 略)</p>	<p>同 上 一九〇一・九〇</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
<p>一 (省 略) 二 その他のもの (一) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品の砂糖を加えたもの A (b) その他のもの</p>	<p>(省 略)</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>一 同 上 二 同 上 (一) 同 上</p>	<p>同 上</p>
<p>(省 略) コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチョコレートその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコー</p>	<p>(省 略) 二一・〇一</p>	<p>二四・四% (省 略)</p>	<p>同 上 二一・〇一</p>	<p>同 上 同 上</p>	<p>二五・五% 同 上</p>
<p>同 上</p>					

二二〇一・一一	ヒ―をもととした調製品 エキス、エッセンス及び濃縮物	二二〇一・一一	同上	同上	同上
二二〇六・一〇	調製食品(他の項に該当するものを除く。) たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	二二〇六・一〇	同上	同上	同上
二二〇六・九〇	その他のもの 一 (省 略) 二 その他のもの (一) (省 略) (二) その他のもの E その他のもの (a) 砂糖を加えたもの イ (省 略) ハ その他のもの (ロ) その他のもの	二二〇六・九〇	同上	同上	同上
	砂糖を加えたもののうち しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの	二二・一%	同上	同上	同上
	砂糖を加えたもの	(省 略)	同上	同上	同上
	砂糖を加えたもの	(省 略)	同上	同上	同上
	砂糖を加えたもの	一一・五%	同上	同上	同上
	砂糖を加えたもの	(省 略)	同上	同上	同上
	砂糖を加えたもの	(省 略)	同上	同上	同上
	砂糖を加えたもの	(省 略)	同上	同上	同上
	砂糖を加えたもの	一四・五%	同上	同上	同上
	砂糖を加えたもの	一三・四%	同上	同上	同上

<p>(省 略) 二七・一〇</p>	<p>の I・II (省 略) III その他のもの (I) 乳糖、 乳たんぱく又は は乳脂肪を含む 有するもの (II) (省 略)</p> <p>(省 略) 石油及び歴青油(原油を除く)。 ()、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに 廃油 石油及び歴青油(原油を除く)。 ()並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎</p>	(省 略)	二四・四%	(省 略)	(省 略)
<p>同上 二七・一〇</p>	<p>同上</p>	I・II 同	III 同上	(I) 同上	(II) 同上
同上	同上	同上	二五・五%	同上	同上

二七二〇・一二

的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルの含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の

物品を加えたもので、その物品の重量が

全重量の五%未満のものを含む。）

（省 略）

（二） 灯油

（一）

B| その他のもの

うち

政令で定める

石油化学製品

の製造に使用

するもの

（省 略）

無税

二七二〇・一二

同上

一 同上

（二） 同上

（一）

(1)|

B| その他のもの

ノルマルパラ

フィン（直鎖

飽和炭化水素

の含有量が全

重量の九五%

以上のものに

限る。）

(2)|

B| その他のもの

のうち

政令で定め

る石油化学

製品の製造

に使用する

もの

同上

無税

無税

二七二〇・二〇	(二) (省略) 石油及び歴青油（原油を除く。 ）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全		二七二〇・一九 その他のもの 一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。） (一) 灯油 B その他のもの うち 政令で定める 石油化学製品の製造に使用するもの
(省略)		無税	(省略)
二七二〇・二〇	同上		二七二〇・一九 同上 一 同上 (三) 同上
同上	(二) 同上 もの に使用する 製品の製造 る石油化学 政令で定め ののうち その他のもの 限る。 以上のものに 重量の九五% の含有量が全 飽和炭化水素 フィン（直鎖 ノルマルパラ フィン） (1) B その他のもの	(2) 無税	(一) 同上 同上
同上	同上	無税	同上

(三) (省略)	の	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税	(一) (省略)	重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限り、他の号に該当するものを除く。)
(省略)				(省略)	

(三) 同上	の製造に使用するもの	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	無税	(1) その他のもの	一 同上
同上				(一) 同上	

—
〔省略〕

—
〔省略〕

—
〔省略〕

—
同上

—
同上

—
同上
—

別表第一の八 豚肉等に係る特別緊急関税に係る暫定関税率表（第七条の六関係）

(省略)	関税率法別表の 番号	品 名	平成七年四 月一日から	平成八年四 月一日から	平成九年四 月一日から	平成一〇年 四月一日か	平成一二年 四月一日か	税 率	
			平成八年三 月三十一日ま	平成九年三 月三十一日ま	平成一〇年 三月三十一日	平成一一 年三月三十一	平成一二 年三月三十一		平成一二 年三月三十一日
			でに輸入さ れるもの	でに輸入さ れるもの	ままでに輸入 されるもの	の 入されるも	の 入されるも		の 入されるも

別表第一の八 豚肉等に係る特別緊急関税に係る暫定関税率表（第七条の六関係）

同上	関税率法別表の 番号	品 名	平成七年四 月一日から	平成八年四 月一日から	平成九年四 月一日から	平成一〇年 四月一日か	平成一二年 四月一日か	税 率	
			平成八年三 月三十一日ま	平成九年三 月三十一日ま	平成一〇年 三月三十一日	平成一一 年三月三十一	平成一二 年三月三十一		平成一二 年三月三十一日
			でに輸入さ れるもの	でに輸入さ れるもの	ままでに輸入 されるもの	の 入されるも	の 入されるも		の 入されるも

○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（引取りに係る石油製品等の免税）</p> <p>第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下この条において「石油製品等」という。）を、保税地域から引き取るうとする場合において、当該引き取るうとする者が政令で定める手続により、納税地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当分の間（第四号に掲げる重油及び粗油を引き取るときは、令和五年三月三十一日までの間）、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。</p> <p>一・二 （省 略）</p> <p>三 関税暫定措置法別表第一第二七〇・一二号の一の(二)のB、第二七〇・一九号の一の(一)のB若しくは第二七〇・二〇号の一の(二)のBに掲げる灯油又は同表第二七〇・一二号の一の(三)、第二七〇・一九号の一の(二)若しくは第二七〇・二〇号の一の(三)に掲げる軽油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの</p> <p>四・五 （省 略）</p> <p>2 7 （省 略）</p>	<p>（引取りに係る石油製品等の免税）</p> <p>第九十条の四 同 上</p> <p>一・二 同 上</p> <p>三 関税暫定措置法別表第一第二七〇・一二号の一の(二)のBの(2)、第二七〇・一九号の一の(一)のBの(2)若しくは第二七〇・二〇号の一の(二)のBの(2)に掲げる灯油又は同表第二七〇・一二号の一の(三)、第二七〇・一九号の一の(二)若しくは第二七〇・二〇号の一の(三)に掲げる軽油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの</p> <p>四・五 同 上</p> <p>2 7 同 上</p>